

平成23年度特許庁委託事業

模倣対策マニュアル シンガポール編(簡易版)

2012年3月

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

2.7 政府による支援／優遇制度

知的財産権に関する自動減価償却控除制度¹²⁹

2003年11月1日以降、シンガポール国内で取引または事業を行う企業は、知的財産権を取得する際に発生する資本支出に関して自動減価償却控除を受ける権利が与えられる。この控除は5年間にわたり定額方式で適用される。

シンガポール国内で事業を行う企業がこの権利を得るには、知的財産権の法的小および経済的な所有権が同企業に帰属していなければならない。

控除が適用される知的財産権のカテゴリには、特許、著作権、商標、登録意匠、地理的表示または集積回路の回路配置、企業秘密または機密情報、商業的価値を持つノウハウや情報が含まれる。

自由化研究開発(R&D)課税控除制度¹³⁰

自由化研究開発(R&D)課税控除計画に基づき、シンガポールに登録されるすべての企業には、認定されるシンガポールで実施されるR&D活動について最大150%の課税控除を受ける権利が与えられる。これらのR&D活動は、企業が現在行っている取引や事業に関連する必要はない。控除の対象となる支出には以下が含まれる。

- 社内R&D、人件費(取締役の報酬を除く)、および消耗品に関連する支出、または
- R&D組織にアウトソースされるR&D、R&D組織に支払われるすべての費用の60%、または内訳が入手できる場合、適格なR&Dの支出に支払われる実際の費用

シンガポール国外のR&Dの場合、発生する適格な支出の100%を課税控除の対象として申請することができる。この場合、R&Dは既存の取引または事業と関連していなければならない。

R&D 課税控除(RDA)制度¹³¹

RDA計画により、2009評価年から2013評価年(両方の評価年を含む)まで、シンガポール国内に登録されて課税対象利益を得ているすべての企業には、各評価年についてS\$150,000を上限に、課税対象利益の最初のS\$300,000の50%について税の減免が認められる。1評価年において企業が得る課税対象利益がS\$300,000を下回る場合、課税控除額は実際の課税対象利益の50%として計算される。

いくつかの条件が満たされれば、次の評価年から評価年2016年までの間、企業は評価可能な収益から課税控除額を差し引くことができる。

R&Dの活動はシンガポール国内で実施されなければならないが、R&D組織にアウトソースすることが可能である。

新興企業向けR&Dインセンティブ制度(RISE)¹³²

RISE計画は、シンガポール国内で設立され、R&Dに積極的に取り組み、法人組織となってから最初の3評価年の間に損失を被った結果、評価年2009年から評価年2013年(両評価年を含む)までの間に破綻する新興企業のための計画である。

¹²⁹ 詳細情報掲載ウェブサイト

http://www.sedb.com/content/edb/sg/en_uk/index/why_singapore/Guide_to_Investing_in_Singapore/taxation.print.html#link5

¹³⁰ 詳細情報掲載ウェブサイト

http://www.enterpriseone.gov.sg/en/Government%20Assistance/Tax%20Incentives/Product%20Development%20and%20Innovation/gp_iras_libRnD.aspx

¹³¹ 詳細情報掲載ウェブサイト

http://www.enterpriseone.gov.sg/en/Government%20Assistance/Tax%20Incentives/Product%20Development%20and%20Innovation/gp_iras_rda.aspx

¹³² 詳細情報掲載ウェブサイト

http://www.enterpriseone.gov.sg/en/Government%20Assistance/Tax%20Incentives/Start-ups/gp_iras_rise.aspx

この計画に基づき、企業は法人組織となつてから最初の3年が経過後に自社の資本損失(tax losses)を現金による助成金に変換することが許される。この資格を得るために、企業はシンガポール国内における適格 R&D 活動に\$150,000 以上1年間に費やさなければならない。現金による助成金に変換することができる適格 R&D expenditure に関連する資本調整損失(tax adjusted loss)の額は\$225,000(すなわち、\$150,000 x 150%)で、この計画に基づき企業が得ることができる現金による助成金は最大\$20,250(すなわち、\$225,000 の9%)となる。

生産性・技術革新控除制度(PIC)¹³³

生産性・技術革新控除制度(PIC)に基づく特定の技術革新活動への投資を行う企業は、課税控除または減価償却控除を受ける資格がある。知的財産)権の取得とIPの登録は、そうした活動のうちの2つである。

シンガポール国内で取引または事業を行うすべての企業は、PIC 計画に参加する資格を持つ。外資系企業の支社や子会社も同様の資格を持つ。

PIC 制度では、評価年 2011 年から評価年 2015 年までに大規模な課税控除が適用される。適格支出額が、各評価年の各活動のために最大 S\$400,000 になる場合はこれに代えて、企業は 300%の課税控除または減価償却控除の適用を求めることができる。各活動について評価年 2011 年と評価年 2012 年、および評価年 2013 年から評価年 2015 年までの支出上限額を組み合わせるという選択肢がある。上述の IPR のための自動減価償却控除に加え、PIC 制度に基づく減価償却控除の適用を求めることができる。

これらの金額を超える支出については、150%(シンガポール国内での R&D)または 100%(シンガポール国外での R&D)の控除が依然として適用可能である。

評価年 2011 年から評価年 2013 年までの間に、現金制約のある発展途上の小規模な企業は、自社の適格支出を非課税の現金による助成金に変換することができる。これらの企業は、適格活動のための全支出のうち最大 S\$100,000(最小額は S\$400)を 30%という率で変換することができる。これにより、年間の現金による助成金は最大 S\$30,000 となる。さらに、評価年 2011 年と評価年 2012 年の上限額を組み合わせると、両方の年に最大 S\$60,000ドルの現金を受け取ることが可能である。

企業はまた、評価年 2011 年から評価年 2014 年の納税を延期することもできる。S\$100,000 を上限に、現在の事業年度に発生した適格支出の1ドルにつき、現在の評価年の税金1ドルの支払を遅らせることができる。次の評価年の最初の評価が発行されるときに納税が行われなければならない。

適格知的財産関連活動には、知的財産権の取得(製造工程での使用を目的に特許権で保護された技術を買い取るための支払など)、および特許、商標と意匠、ならびに植物品種の登録が含まれる。

PIC 計画がもたらす利点には条件と回収条項が適用され、企業に保証を求める場合がある。

¹³³ 詳細情報掲載ウェブサイト

<http://www.iras.gov.sg/irashome/PIcredit.aspx>

[特許庁委託]
模倣対策マニュアル シンガポール編(簡易版)

[著者]
ATMD バード & バード法律事務所

[発行]
日本貿易振興機構 進出企業支援・知的財産部 知的財産課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階
TEL:03-3582-5198
FAX:03-3585-7289

2012年3月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が2011年12月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。